

効果的な教育データ利活用に向けた推進方策について
 （令和 6 年度議論のまとめ）
 （令和 7 年●月 教育データの利活用に関する有識者会議）

※主な変更点を赤字で表記

はじめに	2
1. 教育データ利活用に関する基本的な考え方	3
1－1. デジタル学習環境を踏まえた今後の学びの方向性	3
1－2. 教育データの位置付けと利活用にあたって意識すべきポイント	4
1－3. 目的に応じた教育データ利活用	6
2. データ利活用にあたって必要となるシステム構成や機能等とその選択	7
2－1. 望ましいデジタル学習基盤を自治体等が選択することの重要性	7
2－2. 現在のシステム構成や機能等の状況	8
2－3. 今後の基本的な考え方・方向性	9
3. 効果的で持続可能なデータ利活用に向けた取組	10
3－1. 現状の取組	10
3－2. 自治体等の主体的な選択に向けた課題及び今後の対応	11
3－3. 様々な学習リソース等を提供する民間企業における健全な競争環境	12
4. 自治体・民間企業・国それぞれが果たすべき役割	15
終わりに	17

はじめに

- GIGA スクール構想に基づき、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が進み、また、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）においても、「令和の日本型学校教育」を構築する上で、学校教育の基盤的なツールとして ICT は必要不可欠なものであるとされている。
- このように国策として整備してきた学校の ICT 環境は、学校における重要な学習の基盤となっている。教育データの利活用は、この GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤（以下「デジタル学習基盤¹」という。）を構成する要素の一つとされており、**1人1台端末環境において、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの力を最大限に引き出すということがその大目的であることは当然ともいえるべき前提である。**
- 教育データの利活用については、これまで様々な意欲ある教育委員会や学校において先進的な取組が広がっている。また、全国の約8割の自治体で、教育政策の基本方針を定めた教育振興基本計画等において、「教育 DX」や「教育データ利活用」の推進を重点施策として位置付けている又は位置付ける予定がある（参考資料1参照）としていることにも、その重要性の認識が表れている²。そうした認識の浸透をはじめとした一定の成果が出ている一方で、取り組みの程度には地域間で大きな差があるという課題があるほか、教育データ利活用の取組が進んできたからこそ少しずつ見えてきた課題もある。
- 令和2年6月に設置された本会議においても、教育データの効果的な利活用を促進するために必要な方策について具体的な議論を深めてきており、令和6年3月には、「教育データ利活用の実現に向けた実効的な方策について（議論のまとめ）」（以下「令和5年度議論のまとめ」という。）として、これまでの成果と今後1～2年で重点的に進める必要のある課題や、さらに議論を深める必要のある課題についてまとめた。その中で、議論を深めるべき点として、教育データ利活用のための標準的なシステム構成、コスト面を含めた教育データ利活用を持続可能な取組とする観点からの国、地方自治体、

¹ 「デジタル学習基盤」については、学校教育の基盤的なツールとしての ICT を取り巻く要素は様々であり、また技術の進展に応じてその構成要素も変化する可能性があるが、現時点においては、①児童生徒の端末、②通信ネットワーク、③周辺機器、④デジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェア、⑤CBT システム（MEXCBT）、⑥教育データ利活用、⑦情報セキュリティの要素で構成されると示されている。情報技術の特性・強みをもって、学習活動における子供たちの環境をより豊かにし、また全ての子どもたちにその環境をより容易に提供できるという点で大きな意味をもつといえる。（「デジタル学習基盤に係る現状と課題の整理」（令和6年11月中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会））

² 「教育データの利活用に関する実態調査」（文部科学省調べ。令和6年3月に実施）。なお、位置付ける予定がない自治体においては、教育振興基本計画等には位置付けていないが重要性は理解している、現行の基本計画期間中であり見直しの段階に入っていない、予算や人材の不足により検討が難しい等の背景があった。

民間等の役割分担が示された。

- その後、令和5年度議論のまとめを踏まえ、令和6年4月より、本会議において広く関係者へのヒアリングも実施しながら、教育データ利活用を全国の教育委員会・学校に広めるために、教育データ利活用のための標準的なシステム構成や、コスト面を含めた教育データ利活用を持続可能な取組とする観点からの国、自治体、学校、民間企業等の役割分担等について検討を進めてきた。令和6年度の「効果的な教育データ利活用に向けた推進方策について」（以下「令和6年度議論のまとめ」という。）は、こうした議論の深まりも踏まえ、教育データ利活用を持続可能な形で全国に広めるために必要な方策や今後の課題について示すことを意図している。
- 教育データ利活用を進めていくためには、国、自治体、学校、民間企業等の様々な関係者が連携・協力していくことが不可欠であり、この令和6年度議論のまとめを通じて、全ての子供たちの力を最大限に引き出すための学びの改善・充実に向けた方策について、広く関係者で共有され、実効的な取組がさらに進むことを期待したい。

1. 教育データ利活用に関する基本的な考え方

1-1. デジタル学習環境を踏まえた今後の学びの方向性

- 教育データ利活用の在り方を検討するに当たっては、改めてその前提となるデジタル学習基盤によって実現可能となる今後の学びの姿を踏まえることが重要である。
- 現行学習指導要領では、従来の教えるべき内容中心から、育成すべき資質・能力を基盤とし、「主体的・対話的で深い学び」のように、どのように学ぶかを含む学力論へ拡張されている。加えて、近年、学校に求められているニーズや期待も多様化する中で手厚い対応も求められており、多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、豊かな可能性を開花させる教育の実現が期待される。
- また、GIGAスクール構想により1人1台端末が整備されたが、デジタルの強みは、多様で大量の情報を扱ったり、時間や空間を問わずに情報をやり取りしたり、思考の過程や結果の共有が極めて容易になるなど、情報技術の特性・強みをもって、学習活動における子供たちの環境をより豊かにし、また、全ての子供たちにその環境をより容易に提供できるという点で大きな意味をもつといえる。こうしたデジタルによる情報活用の充実を通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実が格段に図り得るようになるなど、子供の学習や教師の指導に大きな影響をもたらすと考えられる。
- また、「**初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について**（諮

問)」³や「今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理」⁴でも指摘されているとおり、デジタル学習基盤は、一人一人の興味や関心に応じ、よさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているとともに、今後の学習者主体の学びを支える極めて重要なインフラであり、教師の指導のツール（教具）としての側面のみならず、学びやすさの提供や合理的配慮の基盤であることなど、学習者のためのツール（文房具）という側面もあることから、こうした活用の仕方も可能となるような配慮や工夫が望まれる。

- デジタル学習基盤を活用した学びを進める上では、教師が、児童生徒の発達段階も踏まえながら倫理的・公序良俗等の観点から必要な指導は行いつつ、児童生徒が、様々なコンテンツに触れながら、失敗も含めて多様な経験をし、データを活用して適切な行動だったかを振り返る中で時間の使い方を学び、自分の学びのスタイルを徐々に作っていくことが重要である。
- 加えて、デジタルでこそ可能な学習もあれば、豊かな身体感覚を伴うアナログでこそ可能な学習もある中で、児童生徒の学習特性との関連等も含めてアナログとデジタルの豊かな共存や融合の視点をどう持つかに留意することも必要である。こうしたことを踏まえると、デジタルに全面的に置き換えるのではなく、アナログとデジタルがそれぞれの強みを生かして相互に補完するという視点、デジタルによってアナログの部分的な置き換えと選択肢の増加がもたらされたと考える視点も重要である。「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」⁵でも指摘されているとおり、「デジタルキャリアか」、「デジタルか紙か」といった二項対立に陥らず、「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、どのような学び、授業、学習環境が今後に望まれるのかを豊かに展望した上で、デジタルがもたらした技術的な強みや新たな選択肢をどのように生かしていくかを教育データなども参考にしながら、考えていくことが肝要である。

1－2. 教育データの位置付けと利活用に当たって意識すべきポイント

- 教育データ⁶利活用を進めるに当たって、常に意識すべきポイントとして、①従来からの教師の観察や見取りと教育データで可視化される情報を両

³ 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」（令和6年12月25日中央教育審議会）

⁴ 「今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理」（令和6年9月今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会）

⁵ 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」（令和6年12月25日中央教育審議会）

⁶ 「教育データ」とは、初等中等教育段階の学校教育における、①児童生徒（学習者）に関するデータ（学習面：学習履歴/スタディ・ログ、生活・健康面：ライフ・ログ）、②教師の指導・支援等に関するデータ（アシスト・ログ）、③学校・学校設置者（地方自治体等）に関するデータ（運営・行政データ）が含まれる。また、定量的データだけでなく、定性的データも対象としている。

立させ、バランスをとること、②教育データ利活用はあくまで目的達成のための手段として認識すること、③児童生徒の学びの全体像を常に念頭に置きながらデータ利活用を進めていくことが挙げられる。

- 経験や勘だけに頼らず、客観的な情報を参照しながら教育活動を改善していくことの必要性や、本質的な教育の質向上のために科学的根拠を求めていることの重要性を踏まえれば、教育データの利活用が重要であることは明らかである。しかし、従来からの教師の観察や見取りとデータで可視化されるものは二項対立ではなく、いずれも重要なものであることを前提に、それぞれに限界があることに留意しつつ、双方を両立させ、バランスをとって補完し合うことが大切である。
- 加えて、教育データ利活用そのものを目的とせず、目的を達成する手段として捉えることの重要性を改めて強調したい。莫大なデータを集めることについては、データが多すぎるとかえって教育現場において活用しづらかったり、教師の働き方改革にも逆行してしまったりする可能性もあることに加え、分析コストがかかりすぎる、さらに、多量のデータのやり取りが必須となると新しい教材が提供されづらくなるといったデメリットも考えられる。このため、教育データの利活用に当たっては、膨大なデータを蓄積しさえすれば、結果として効果が出ることがありうる、あるいは小さな効果が得られている、ということを過大に評価しすぎることなく、あらかじめ目的を持ってその目的達成のためにどのようなデータが必要なのかを見極めることが重要である。ただし一方で、まさに試行錯誤をしながら取組を進めている現段階においては、まずは教育データを使ってみるという視点も必要であることを付言する。
- さらに、児童生徒の学びの全体像を常に念頭に置きながらデータ利活用を進めていくことも重要である。現状においてデータ化や利活用が可能なものから進めていくこと自体は悪いことではないが、デジタルデータ化する際に、一定の質的側面が捨象される懸念もある。そのため、アナログとデジタルをうまく組み合わせながらデータを活用していく視点が重要であり、全体としての児童生徒の学びを捉えながら、データ化したのはどの部分か、それ以外の部分もデータ化できないか、データ化できないものは何なのかを念頭に置き、データ化やデータの利活用が行いやすいものへの偏向や不適切な優先が生じていないかについて常に吟味をしながら教育データの利活用を進めていくことが重要である。
- 他方で、様々な実態やニーズに即して、様々な学習リソース等（デジタル教科書・教材、協働学習・授業支援ソフトウェア、各種ツール等の学習リソース及び学習eポータルをはじめとするハブ的機能を有するサービス等）を相互に連携させ、教育データの活用可能性を確保する上では、データ項目の内容及び技術的な規格を揃える標準化（以下「教育データの標準化」という。）をはじめとした連携コストを軽減・抑制する方策を併せて進めること

も重要である。

1-3. 目的に応じた教育データ利活用

- 教育データの利活用に当たっては、**まずはデータを使ってみる取組を進めつつ**、目的を持って必要なデータを選択していくことが重要である。実際に教育データを使う場面において、児童生徒や教職員、教育委員会にとっての目的やメリットが具体的に見えるようにし、自分事として捉えられるようにすることが、教育データ利活用への理解と更なる活用促進を図っていくためには重要である。**また、教育データは、各場面における様々な選択肢の中から、より適切な選択をするための情報としての役割を果たすことが期待される。**
- 自治体が教育データ利活用に関して期待することとしては、「教員による、児童生徒への学習指導の参考」「教員の校務負担の軽減」が特に多く、次いで「教員による、児童生徒への評価の参考」「教員による、生活指導の参考」が多い（参考資料2 参照）⁷。
- 一方、子供たちも多様であることや地域・学校にもそれぞれの特色や実情があることを踏まえれば、教育データ利活用の目的を全国で一律のものに定めて推進することは必ずしも適切とは考えられない。具体的な教育データ利活用の在り方については、子供たちや地域・学校の実態やニーズに応じて、自治体をはじめとする学校設置者や学校（以下「自治体等」とする。）それぞれにおいて、何を優先的な目的としてどの教育データをどのように利用していくのかを決定していくことが望ましい。
- これまでの先進的な取組事例を踏まえて、児童生徒・保護者、教職員、自治体等のそれぞれの視点から、教育データ利活用の目的を整理すると以下のように考えられ、これらも参考にしながら、各自治体等で創意工夫に富んだ取組が進むことが期待される（参考資料3 参照）。

（児童生徒・保護者の視点）

- 児童生徒の視点としては、データを用いて自分自身の学びを振り返りながら、自らの興味関心や学びの状況、特性等について、発達段階に応じて把握して次の学びにつなげていくことが考えられる。また、その際には、習得度といった総括的な評価の観点のみならず、学習した事実を蓄積して意欲を維持させる観点や学習過程において他者の学びの状況を把握することで自身の学びを深めるといった他者との協働も重要である。加えて、学習データのみならず生活・健康データを活用するケースも考えられる。
- また、児童生徒本人が望まない形でデータの流通がなされないよう配慮しつつも、必要に応じて、保護者にもこうした児童生徒に関する情報が提供さ

⁷ 「教育データの利活用に関する実態調査」（文部科学省調べ。令和6年3月に実施）。

れることで、自身の子供の状況を把握し、適切な声掛け等が可能になることが期待される。また、そうした情報の提供を通じて、教育データ利活用の意義を保護者にも実感してもらうことは、自治体等で取組を進める上でも重要である。

（教職員の視点）

- 教職員の視点としては、児童生徒の学習状況、心の健康観察を含めた生活データ、端末の利活用状況等、様々なデータを可視化したり活用したりすることにより、効果的な学級経営やきめ細かい個別指導・支援につなげることが考えられる。その際、例えば各データで一定の閾値を超えた場合にアラートを表示させる等、教職員が児童生徒の変化等に気づきやすい仕組みにすることが重要である。

（教育委員会の視点）

- 教育委員会の視点としては、適時適切に学校の状況を把握し、学校への指導・助言を行ったり、学校訪問などの際に教育委員会と学校とでデータを共有して課題について検討したり、施策の改善等につなげたりすることが考えられる。また、情報の取扱い方には留意しつつ、首長部局の支援センター等の他機関とも連携しながら、例えば、家庭の経済状況や健診履歴、これまでの支援の状況など、必要なデータをやりとりして学校への情報提供を行うといった活用が考えられる。
- 加えて、1－1. で述べたとおり、教育データ利活用を検討するに当たっては、その前提として、デジタル学習基盤によって実現可能となる今後の学びの姿を踏まえることが必要である。例えば、1人1台端末環境において、児童生徒がより自身の学びを充実させたり、教師が必要な支援をしたりしていくためには、児童生徒個人単位でのデータをよりきめ細かく利活用することが必要になる可能性や教師の関わり方が変化する可能性も考えられる。このようにデジタル学習基盤のもとで学びの在り方が進化していくことも念頭に置きながら、前例にとらわれ過ぎることなく、その時の状況に応じた適切な教育データ利活用の在り方を模索していくことが重要である。

2. データ利活用に当たって必要となるシステム構成や機能等とその選択

2－1. 望ましいデジタル学習基盤を自治体等が選択することの重要性

- 「はじめに」で述べたとおり、児童生徒1人1台端末環境における教育データ利活用は、デジタル学習基盤の一つであり、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの力を最大限に引き出すということが大目的である。
- 加えて、教職員にとっても使いやすいシステムとすることや、自治体等における業務負担が軽減される工夫をすることも、教育データ利活用の推進

や、児童生徒への指導に充てられる時間の確保等にもつながるものであることから、必要な視点であると考えられる。

- こうした学校現場の声や課題を踏まえ、民間企業においては、その課題を解決すべく、様々な製品やサービス等が開発・提供されている。その中には単独でも一定のデータ利活用が可能なものがあったり、複数のものが連携できたりすることなどにより、自治体等における教育データ利活用を支える上で重要な役割を果たしている。
- 今後、デジタル学習基盤の整備と活用が更に進んでいく中で、前提となる目的や教職員の業務負担の観点に加え、民間企業による様々な学習リソース等の提供状況等を踏まえながら、これまで述べてきたような、教育データ利活用のメリットや役割を最大限発揮させるためには、自治体等がそれぞれの実態やニーズに応じ、主体的にこうした学習リソース等を選択し、創意工夫をしながら学習リソース等やその他の方法で取得するデータを連携し、日常的に活用していくことが重要である
- 一方、令和5年度議論のまとめにおいては、全ての自治体が必要なシステム構成等を判断する知見を十分に有しているとは必ずしもいえない状況を前提として、国において標準的なシステム構成を示す必要があること、その際、データの利活用の基盤として全国的に取り組まれることが望ましい部分と、利活用の主体となる教育委員会や学校の判断で選択すべき部分とを区別することが望ましいことが示されており、これを踏まえて本会議でも以下のとおり議論を進めてきた。

2-2. 現在のシステム構成や機能等の状況

- 現状、全国学力・学習状況調査に参加する自治体等は、同調査で活用する予定の文部科学省 CBT システム（MEXCBT）と、MEXCBT へのアクセス機能を持つ学習 e ポータルに登録することが必要となっている。このことが、GIGA スクール構想に基づく 1 人 1 台端末の整備等と相まって、多くの自治体等において、教育データ利活用を進める端緒として、重要な役割を果たしてきたといえる。
- 学習 e ポータルには、文部科学省が運用費を負担し、必要最低限の機能である MEXCBT へのアクセス機能を持つ「実証用学習 e ポータル」と、民間企業が創意工夫を行い、独自の機能も含めて実装している「民間学習 e ポータル」がある。どちらを利用するかについては、各自治体等が実態やニーズに合わせて選択をすることが可能であるが、これらにより、MEXCBT を利用できる環境は整えられている。
- また、その他の様々な学習リソースについては、自治体等において、活用の要否も含め自由に選択することとなっており、実態も多様である。また、MEXCBT 以外の様々な学習リソースを活用する場合に学習 e ポータルを経由す

るか否かについても、各自治体等が実態やニーズに合わせて選択をすることが可能である。

2-3. 今後の基本的な考え方・方向性

- 自治体等の状況や教育データ利活用に関する実態やニーズは様々であり、教育データ利活用をどのように実現するかについて自治体等の選択に委ねられている現状を大きく変更することを求めるような要望はなされていない。さらに、令和9年度から全国学力・学習状況調査の全面CBT化（システムとしてはMEXCBTを予定）が予定されていることを踏まえると、MEXCBT及びMEXCBTへのアクセス機能を有する学習eポータルはその実施に必要不可欠であり、その基本的な位置付けは維持することが必要である。学習eポータルに関する標準・指針等の在り方を検討していく際には、こうした役割等も踏まえることが必要である。
- 全国学力・学習状況調査に参加すること自体に関し、自治体等や児童生徒に費用負担が生じないことが引き続き適当と考えられることから、今後も、全国学力・学習状況調査に参加するために最低限必要なMEXCBT及び実証用学習eポータルの費用については、国が引き続き負担することが必要である。
- MEXCBTを利用できる環境に加えて、全ての子供たちの力を最大限引き出すための、児童生徒に関する学習面、生活・健康面のデータをはじめとする幅広い教育データの利活用を一層効果的に進めるとの観点から、データ分析を可能・容易にする仕組み、教育データを可視化する仕組み⁸などについては、今後、データ利活用の進捗状況や財政負担等を踏まえつつさらに検討を進めた上で、全ての自治体等における整備を目指すべきものとしていくことも考えられる。
- MEXCBTの利用以外の場面における教育データの利活用については、①自治体等の規模などの実態やニーズも様々であり、特に、初めて取り組む自治体等においては、取組の当初から全てのシステム構成や機能等が必要であるとは限らないこと、②児童生徒に関する学習面、生活・健康面のデータのみならず、教師の指導・支援等に関するデータなど多様な教育データをどう組み合わせるかや、その利活用をどう実現するかを現時点で既存のシステムやサービスを前提に決め切ることが、常に変化し、進化し続けるデジタル学習基盤においては将来の可能性を潰す恐れもあること等を踏まえると、教育デー

⁸「教育データの利活用に関する実態調査」（文部科学省調べ。令和6年3月に実施）によれば、教育データを可視化する仕組みの1つである、ダッシュボード機能を有するシステムについては、約15%の自治体が既に利用、約54%の自治体が今後利用を検討（検討予定）。利用場面として、教員による児童生徒への学習指導・生活指導、児童生徒による事後の学び等の振り返り、教育委員会による学校の状況把握とそれに応じた学校支援等が多い。ダッシュボード機能やポータルサイト機能を有するシステムの利用を検討しない自治体の理由としては、「システムの効果や必要性を感じているが、構築に必要な費用・体制等に課題がある」という理由が多い。（参考資料4、5参照）

タ利活用をどのように実現し、推進していくのかという優先順位付けや具体的な実現方法等については各自治体等が決定できるようにしておく必要がある。したがって、校務支援システム等の既存の仕組みとの関係を含め、何をどう活用するのかなど、具体的な内容や実現の手法については、引き続き各自治体の実態やニーズに合わせて選択できるものとするのが適当である。

- 自治体等が、誰一人取り残すことなく全ての子供たちの力を最大限に引き出すことを目的に、各々の実態やニーズに応じた主体的な選択をこそ、それぞれの教育データの効果的な利活用の促進につながると考えられる。
- また、こうした教育データ利活用の目的は、学校における教育の質的向上を図るためであることを踏まえれば、それに必要な費用負担については、基本的にはこれまで通り、学校の設置者である自治体等が主体となるものと考えられるが、全ての自治体等が整備することが望ましいシステム構成や機能等と整理することができるものについては、自治体に対する財政的支援についても検討をしていくことが必要である。

3. 効果的で持続可能なデータ利活用に向けた取組

- 各自治体等が実態やニーズに合わせて実質的に必要なシステム構成や機能等を選択し、効果的に教育データの利活用を進めていくことができるようにすることは、**全ての子供たちの力を最大限に引き出すための公教育の実現に向け必要なことである。そのためにも、民間企業が健全な競争環境のもとで持続的にビジネスを展開し、児童生徒のデジタル学習基盤の質の向上や多様化につながるようなエコシステムを確立することが必要となる。**

3-1. 現状の取組

- 様々な学習リソース等について、各自治体等が実態やニーズに合わせて、その組み合わせも含めて実質的に選択し、どのような学習リソース等で取得したデータであっても自由に組み合わせで利活用できるようにするために、これまで、教育データの標準化⁹とともに、様々な学習リソース等が技術的にどう連携するかを定めた技術指針、各自治体等における選択の自由の確保やデータの取扱いなどを定めた運用指針を策定・更新¹⁰などしてきた。
- また、データ利活用を行うことには様々なメリットがある一方で、安全・安心な利活用のためには、個人情報データの適正な取扱いを行うことや、十分な情報セキュリティ対策を講じること等が不可欠である。この観点から、これまで、教育委員会や学校が児童生徒の教育データを取り扱う際に留意すべきが

⁹「文部科学省教育データ標準 4.0」（令和 6 年 3 月文部科学省）。令和 6 年度も更新予定。

¹⁰「学習 e ポータル標準モデル ver4.00」（令和 6 年 3 月文部科学省）。広く教育データの相互運用性を確保するため、「初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル（仮称）」に名称変更の上、令和 6 年度も更新予定。

イントをまとめている¹¹ほか、教育委員会等が教育情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考としてガイドラインを策定・改訂する¹²とともに、社会に急速に普及しつつある生成 AI の学校における利活用においても一定の考え方を示す等¹³の取組が進められてきた。

- 加えて、令和 5 年度議論のまとめにおいても、今後 1～2 年で重点的に進める必要のある事項として指摘されているとおり、教職員が主体的に取組を進める観点、児童生徒や保護者から理解を得る観点、必要な財政支出に対して理解を得る観点からデータ利活用の意義を発信していくこと、教職員や発達段階に応じて児童生徒のデータリテラシーの向上を図っていくことも重要である。データリテラシー向上に向けては、小中高の教職課程において、令和 4 年度入学生からは、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が必修となっており、児童及び生徒に情報モラルを含む情報活用能力を育成するための指導法を含め学修することとなっているが、中央教育審議会における「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成の加速化」の審議も踏まえつつ¹⁴、情報活用能力を育成するための教員の指導力の向上のため、教職課程や教員研修を充実していくことが必要である。また、文部科学省においては、令和 6 年度、各種説明会等での発信に加え、先進事例紹介を通じた横連携の促進やデータの取扱いの基礎等についての研修を行う教育委員会の職員が任意に参加できるコミュニティも開催しているところである。

3-2. 自治体等の主体的な選択に向けた課題及び今後の対応

- 2. で述べた通り、各自治体等が、それぞれのニーズや課題を踏まえて、どの教育データを重視するか、それを踏まえ、システムや学習リソース等の具体的な組み合わせや実現方法をどうするかについて、選択できることが重要である。
- 一方、現状では、各自治体等において、様々な学習リソース等がバラバラに導入されていることが多く¹⁵、例えば、データの表示をそれぞれバラバラに行っている状況を改善することで、児童生徒や教職員が利用する際の利便性をより向上できるのではないかとといった指摘もある。このように、様々な

¹¹ 「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」（令和6年3月文部科学省）。令和6年度も改訂予定。

¹² 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和6年1月文部科学省）。令和6年度も改訂予定。

¹³ 「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」（令和6年12月文部科学省）。

¹⁴ 「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について（諮問）」（令和6年12月25日中央教育審議会）

¹⁵ 「教育データの利活用に関する実態調査」（文部科学省調べ。令和6年3月に実施）によれば、デジタル教科書、協働学習・授業支援ソフトウェア等、様々なデジタル教材等が導入されている一方、それらで取得したデータの表示については、教材等ごとに固有の結果表示機能を用いている自治体が多く、ダッシュボード機能により、複数の教材等で取得したデータを一元的に表示している自治体は少ない。（参考資料6）

学習リソース等をより便利に使えるようにしたり、そこから得られる教育データもより利便性の高い形で利活用できるようにしたりすることによって、デジタル学習基盤の良さを最大限に発揮していくことが期待される。

- こうした観点を含め、今後、自治体等が適切に選択を行い、より効果的なデータの利活用を進められるようにするためには、本会議において教育データ利活用に向けた取組上の課題として挙げられた次の事項について、より具体的な環境整備、標準・指針等の設定を検討していくことが必要である。

3-3. 様々な学習リソース等を提供する民間企業における健全な競争環境

- デジタル学習基盤の構築に向け、日本では様々な民間企業が協力しながら創意工夫に富んだ様々な学習リソース等の開発等による多様な学びの機会の提供が進められているが、その際には、教育のあるべき姿やニーズを明確にし、官民が共通認識を持ちながら連携していくことが重要である。
- また、自治体等における選択を可能にするためにも、民間企業が持続的にビジネスをするためにも、ベンダーロックインが生じたり、特定の者が過度に負担したりすることの無いような、公平で健全な環境を作っていくことが望ましい。こうした観点から、技術及び運用の両面からの課題に関し、今後の必要な対応を挙げれば、以下の通りである。なお、これらの標準や指針に準拠した製品やサービスが見える化する仕組みを導入し、自治体等や民間企業のニーズ等を踏まえつつ改善・発展させていくことも求められる。

(特に技術的な視点からの課題及び今後の対応)

- 複数の学習リソース等及び教育データの連携に関しては、民間学習 e ポータルの利用に限らず、自治体等が独自システムを構築する場合など様々な場合が想定されるが、今後も教育データの利活用の多様な展開を可能とする観点から、いずれの場合にも、既に一定程度普及している技術指針等によることを基本としつつ、多様なニーズがあることや技術等も変化していくことを踏まえながら、その標準・指針等の更新をさらに進めていくことが必要である。その際、既存の技術指針等が不十分であるとの指摘もあるため、具体的に技術指針等のどの部分がどう足りていないのかを特定し、明らかにした上で、どのような標準・指針等の見直しが必要かについて検討を行うことが必要である。
- そうした標準・指針等の設定・更新こそが、適切な競争環境の確保につながり、ひいては児童生徒のデジタル学習環境の質の向上、多様化に資すると考えられる。特に、技術の進化に伴って新たな製品・サービスが常に生じる状態であるからこそ、接続する学習リソースもハブ的機能を有するサービス等も、その時々自治体等のニーズに合わせて変更する、選択し直すことが自由にできることが重要であり、その観点からも標準・指針等の設定を考え

て行くことが必要である。

- また、学習リソースを提供する民間企業の幅広い参画を促進するため、民間学習 e ポータルのような連携のハブ的機能を有するサービスと様々な学習リソースが疎結合で容易に接続でき、接続に係る相互のコストが可能な限り低減されるように、さらには、自治体等の業務負荷の軽減¹⁶に資するように、標準・指針等の設定・更新を進めていくことも重要¹⁷である。加えて、ハブ的機能を有するサービスに接続する複数の学習リソースの教育データの分析や可視化等も今後さらに重要になっていくものと考えられる。これらの点を踏まえながら、教育データの標準化については、不断の検討を行っていくが必要であるといえる。

(特に運用的な視点からの課題及び今後の対応)

- 自治体等の選択肢が狭められないようにする観点からは、自治体等自身がシステム構成や機能等を検討するにあたり、標準を踏まえた選択を行うことが選択の幅を確保することに繋がることを理解していただくことに加え、学習 e ポータルをはじめとするハブ的機能を有するサービス等の利用に関した標準・指針等の設定が必要である。
- 特定の民間学習 e ポータルを選択した際に、当該学習 e ポータルと特定の学習リソースが接続できないことで、当該学習リソースを使えなくなる恐れがあるのではないかと懸念¹⁸が指摘されているが、自治体等の選択の幅を確保するためにも、例えば、標準に準拠した製品やサービスについて接続の要請があったときは、民間学習 e ポータルは原則として対応する運用¹⁹とすべきである。こうした運用とすることで、特定の民間学習 e ポータルを選択すると特定の学習リソースとつなぐことができないというような事態は極力避けられるようにすべきである。
- また、民間学習 e ポータルには、直接販売された学習リソースや代理店販売を経由した学習リソースが自治体の要望等により連携されることがあり得る。学校用教材は、学校が児童生徒の学びの実態や教職員の専門的判断を踏まえて採択し、教材販売店が供給、教材費は保護者負担の上、教育委員会に届出を行うという形が主としてとられている。採択の主体が自治体又は学校のいずれの場合であっても、児童生徒の豊かな学びや教職員の適切な指導のためには、自治体等や学校において主体的に判断して選択することが重要と

¹⁶例えば、民間学習 e ポータルが学習リソースに連携する際の名簿情報の在り方など年次更新における負荷軽減などが考えられる。

¹⁷様々な製品やサービスが標準に準拠することは、ハブ的機能を有するサービス等との接続の場面に限らず、疎結合による相互のデータ連携のコストを低減することなどにも資するものと考えられる。

¹⁸学習リソースから学習 e ポータルに対する手数料支払いの有無や金額などについて、関係者間の折り合いがつかないこと等により事実上接続ができない場合がありうる懸念も含まれる。

¹⁹こうした運用であっても、標準を超えた形での連携の実現可能性や費用負担等に関する事などは、その性質上双方の合意に委ねられることから、結果として接続するに至らない可能性を完全には否定しないことが適当と考えられる。

考える。自治体等が行う契約の経緯や形態は様々あるが、児童生徒の学びと教職員の指導の環境を最優先し、広く自由に選択できることが重要である。

- そのためにも、技術的な視点に加えて、技術の進化に伴う新たな製品・サービスも常に生じ、学習リソース等を提供する民間企業の新規参入・撤退等もあり得るからこそ、自治体等が学習 e ポータルなどハブ的機能を有する学習リソース等を変更する、選択し直す際のデータ移行の保障等に関する標準・指針等を設定することが必要である。
- 学習リソース等が相互に連携することに加え、民間学習 e ポータルを提供する民間企業が付随して実施しているサービス等も加えると、様々なビジネスモデルのもと多様なサービス等の提供がなされている。標準に従うことで相互に連携できること（相互運用性）を確保しつつも、民間企業の創意工夫に委ねられている領域において、現場のニーズに対応した多彩なサービスが提供されることは、学習 e ポータルの導入当初から期待されていたことであり、児童生徒の学びの環境の充実のためにも、これからも更なる発展が望まれるところである。
- こうした民間企業の創意工夫によるデータ利活用環境の充実や民間企業が安心して参入しサービスを展開できる環境の構築の重要性を踏まえると、国としても、関係する民間企業に対して、価格の設定を含め、通常の商慣行に照らして適正な取引²⁰となるよう努めることを求めることで、自治体等の選択を狭めないようにしていくことが必要である。ただし、現在、民間企業の創意工夫に委ねられている領域に関し、ビジネスモデル²¹や特定の費用について国から一律の対応を求めることは、自由な競争環境の制約にもなりかねない。このため、民間学習 e ポータルを含めた学習リソース等に関する取引価格等の設定に関しては、民間の企業活動における合理的な判断や市場における契約関係に委ねることを基本とすべきと考えられるが、前述のとおり、それが適正なものとなるよう継続的に求めていくことが重要である。
- 民間学習 e ポータルに関しては、プラットフォーム的な立場であることに伴うベンダーロックインのような懸念も指摘されるところであるが、前述した、標準に準拠した製品やサービスについて接続の要請があったときは、原則として対応する運用や、学習 e ポータルを選択し直す際のデータ移行の保障等に関する標準・指針等の設定がなされることは、そうした懸念に対する対応策としても重要である。

²⁰適合性評価において、この点をどのように判断しうるかについては、継続的な課題として検討が必要との指摘があった。

²¹民間学習 e ポータルのビジネスモデルには様々なものがありうるが、学習 e ポータルの公共的な役割との関係性を踏まえ、一部のモデルは一律に禁止すべきではないかとの意見もあった。

4. 自治体・民間企業・国それぞれが果たすべき役割

(基礎自治体の役割)

- 小・中学校の設置者である基礎自治体においては、教育データ利活用の要の役割を果たし、教育データ利活用のメリットや重要性を学校現場とも共有しながら協働して進めていくことが期待される。また、データ取得に当たっては、データの内容や使い方、データから得られる情報、学びへの影響等を児童生徒の発達段階に応じ、本人や保護者にも説明をし、理解を得ることも重要である。
- そのほか、システム構成や機能等の整備の面において、全ての自治体において整備することが望ましいシステム構成や機能等と整理することができるものを整備した上で、各自治体がそれぞれの実態やニーズに応じて、何を優先すべきかも含めて適切な選択を行うためには、ニーズを満たしうる効果的な選択肢に関して情報収集を行うとともに、その選択を支えるコストを負担するための財源を確保することが求められる。

(都道府県の役割)

- 小・中学校の設置者である基礎自治体が自由な選択で教育データ利活用を進めることが重要な一方で、一つの自治体に閉じずに、広域的に取組を進めることによるメリットもある。都道府県においては、域内の小規模な、あるいは、初めて取り組む基礎自治体であっても、適切な選択が行えるよう、先進的な取組を参考としながら、教育データ利活用を広域で推進するリーダーシップを発揮することが期待される。具体的には、例えば、都道府県と域内の基礎自治体とが共同で取組を進めていく会議体を設置・運営すること、都道府県からオープンな情報共有を行うこと、基礎自治体における取組に対する財政的・人的支援を行うこと等が考えられる。

(民間企業の役割)

- 教育データ利活用を進めていく上では、民間企業の創意工夫が必要不可欠であり、これまでも、民間企業の努力により、現場の実態やニーズを踏まえた多様な製品やサービスが提供されてきたところである。他方で、民間企業それぞれの製品やサービスが独自の仕様となっていることや、高度にパッケージ化されていること等は、その枠組みを超えた教育データの利活用がかえって難しくなる要因であるとの指摘もされている。このため、民間企業においては、例えば、高度のパッケージ化はしすぎずに自治体等や教職員が自由に組み合わせ活用できるパーツを多様に提供するなど、教職員がデジタルの強みを最大限に生かし、創意工夫していけるような学習リソース等を提供することが期待される。
- 適切な競争環境における民間企業の創意工夫は、児童生徒のデジタル学習基盤の質の向上や多様化につながるものである。そうした趣旨から、民間企

業には、標準に準拠したシステム構成や機能等の開発・運用を基本としつつ、子供たちの力を最大限に引き出すことに資する新たなシステムや機能等の開発・運用が期待される。

- また、**通常の商慣行に照らして適正な取引となるよう努めることに加え**、それぞれの製品やサービスが標準に適合しているかが見える化されていることや、児童生徒や自治体等の視点でどう違い、どう教育データ利活用に資するのかという点を含めたそれぞれの特徴について分かりやすく発信されていることは、自治体等が自らの実態やニーズに最も合った選択をする上で極めて有用であることから、こうした発信等に向けた民間企業相互の連携・協働も期待される。

（国の役割）

- 国においても、文部科学省だけでなく関係省庁が連携し、教育データ利活用を全国の自治体等で着実に進めるために、教育データ利活用がどのように、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの力を最大限に引き出すことにつながるかの具体的な姿を提示した上で、自治体等が実態やニーズに合った主体的な選択ができるような支援をしていくことが必要である。
- そのために、まずは、3-1. に記載したような、現在行っている取組については、引き続き確実に進めて行くことが必要である。また、教育データの標準化については、標準に準拠した製品やサービスが増えて行くとともにそれによる利活用ケースの積み重ねの相乗効果が期待される。このことは、自治体等に必要なデータをより負担少なく効率的に収集・活用できるようになること、学習指導要領コードなどをキーとして様々な学習リソース等を学習者中心に使っていくことにも寄与すると考えられる。
- さらに、先に述べた標準・指針等の策定・更新、自治体等がシステム構成や機能等を選択するための支援、例えば、自治体等が主体的に選択しやすいモデル例の提示、**適合性評価の仕組みなど**標準を満たしていることの見える化に向けた取組の推進²²、実際に自治体等が実装する際の支援（実証事業や横展開など）、さらには、自治体が整備に際して負担した費用の支援の在り方も含めて検討をしていくことが必要である。
- なお、「実証用学習eポータル」という名称が、継続的に運用されるシステムではないとの誤解を生じさせるという指摘もあり、今後、名称の在り方を検討することも必要である。

²²見える化のファーストステップとして、令和6年度議論のまとめを踏まえて策定される運用指針も含めた標準への適合性をセルフチェックして特定の方法で公開する仕組みを検討し、令和7年度以降早期の運用開始を目指す。また、セルフチェックの仕組みの整備・運用状況等も踏まえ、第三者機関において標準への適合性を確認する仕組みの在り方や実現方策、実現に向けた工程等を令和7年度より具体的に検討する。

終わりに

- ここまで、教育データ利活用を持続可能な形で全国に広めるために必要な方策や役割分担等について示してきたが、教育データの利活用の大目的は、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの力を最大限に引き出すことであり、現在は、この大目的のもと、自治体等におけるそれぞれの実態やニーズを踏まえた様々な取組や民間企業による創意工夫によって、様々な優良事例を創出する段階だと考えられる。
- 2－3. で述べた通り、この大目的の実現に向け、データ分析を容易にしたり、可視化したりする環境の整備は、全ての自治体等において目指すべきものとしていくことも考えられるが、この点を含めて、今後、これまでの優良事例を共有しつつ、中長期的な観点から、教育データ利活用の目指す将来像を検討していくことが必要と考えられる。
- また、中長期的な観点で将来像を検討するに当たっては、近年のAIやビッグデータといった技術の発展を踏まえると、今後、学びの在り方やデジタル学習基盤はさらに変化していくことが考えられる。デジタル技術により、「目的」に対しての「手段」の幅が広がることで、組み合わせの自由度が上って多様な価値創造が可能になったり、あるいは現在は想像もつかないような「新たな目的」の実現が可能になったりすることも期待される。
- 一方、令和6年度議論のまとめにおいて指摘されている課題のうち、短期的な対応が求められる事項については、必要に応じて調査研究等を行い、問題点の解像度を高めながら、有識者や関係者による議論を継続し、可能な限り早期に取組を具体化していく必要がある。
- 今後、教育のデジタル化やシステム間での連携を進め、教育データ利活用を推進するためには主体・データの真正性確保のための認証基盤が必要となると考えられる。このため、同基盤の在り方について、政府全体の方針やデジタル基盤の整備状況等を踏まえ、デジタル庁で調査研究を実施するなど、関係省庁が連携して検討を進めていくことが望ましい。転出入や進学、他分野との連携なども見据えた識別子について検討すべきとの意見もあるが、**まずは認証基盤の検討の動きを見据える必要がある。いずれにしても、児童生徒に対する教育の質的向上の観点や自治体等の負担等も踏まえ、何をどこまで行うのかなどについて、関係者の理解を得ながら検討すべきものと考えられる。**
- さらに、令和6年度議論のまとめは、まずは全国の自治体等における教育データの利活用を念頭においた課題及び今後の取組を整理しているが、国がデータ利活用の主体として、教育データをどのように政策形成に生かしていくかについての検討もさらに進められることが期待される。ただし、教育データ利活用への国民の理解を得ながら進めるという観点からも、自治体等の負担に配慮するという観点からも、政策形成への利用に関しては、あくまで児童生徒に対する教育の質的向上に資するような取組を進めつつ、その中で

整備された仕組みを活用し、そこで収集・蓄積された教育データを政策形成にも活用することを基本とすべきものと考えられる。

- 加えて、デジタル技術は急速に進展していく中、これまでの取組や現在のシステム構成や機能等に過度に固執することなく、不断の見直しを続け、より良い方法が見つかった場合には新たな取組を取り入れるなど柔軟性を持つことも必要である。
- 国、自治体等、民間企業等それぞれが協力・連携し合い、引き続き、児童生徒1人1台端末環境において、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの力を最大限に引き出すために叡智を結集させ、役割を果たして行くことが期待される。